○国土交通省令第七十七号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第三十九条第一項第一号（同法第四十三条第二項において準用する場合を含む。）、第九十九条の二及び第百三十二条の規定に基づき、航空法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年十月二十八日

国土交通大臣　石井　啓一

航空法施行規則の一部を改正する省令

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）の一部を次のように改正する。

第七十九条第一項第三号の表誘導路縁と固定障害物との間隔の項を次のように改める。

誘導路の縦方向の中心線と固定障害物との間隔							
四三・五メートル以上	四三・五メートル以上	三七メートル以上	二六メートル以上	二六メートル以上	二六メートル以上	二〇メートル以上	一五・五メートル以上

第二百九条の三第一項第一号中「地表又は水面から百五十メートル以上の高さの空域及び進入表面、転移表面若しくは水平表面又は法第五十六条第一項の規定により国土交通大臣が指定した延長進入表面、円錐表面若しくは外側水平表面の上空の」を「次に掲げる」に改め、同号に次のように加える。

イ　進入表面、転移表面若しくは水平表面又は法第五十六条第一項の規定により国土交通大臣が指定した延長進入表面、円錐表面若しくは外側水平表面の上空の空域

ロ　法第三十八条第一項の規定が適用されない飛行場（自衛隊の設置する飛行場を除く。以下同じ。）の周辺の空域であつて、航空機の離陸及び着陸の安全を確保するために必要なものとして国土交通大臣が告示で定める空域

ハ　イ及びロに掲げる空域以外の空域であつて、地表又は水面から百五十メートル以上の高さの空域

第二百九条の三第一項中第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、第三号を第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五　可視光線であるレーザー光を第一号の空域を飛行する航空機に向かつて照射すること。

第二百九条の三第一項第二号の次に次の一号を加える。

三　凧を第一号の空域に揚げること。

第二百九条の四第一項第一号ハ中「地表」を「イからハまでに掲げる空域以外の空域であつて、地表」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロ中「航空路内」を「イ及びロに掲げる空域以外の空域であつて、航空路内」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ　法第三十八条第一項の規定が適用されない飛行場の周辺の空域であつて、航空機の離陸及び着陸の安全を確保するために必要なものとして国土交通大臣が告示で定める空域

第二百九条の四第一項第五号中「イ」の下に「及びロ」を加え、同号を同項第六号とし、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　凧を第一号の空域に揚げること。

第二百三十六条第二号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二　法第三十八条第一項の規定が適用されない飛行場の周辺の空域であつて、航空機の離陸及び着陸の安全を確保するために必要なものとして国土交通大臣が告示で定める空域

附　則

この省令は、平成二十八年十二月二十一日から施行する。ただし、第七十九条第一項第三号の表誘導路縁と固定障害物との間隔の項の改正規定は、同年十一月十日から施行する。

告　示

○外務省告示第四百二十一号

日本国政府は、平成十七年四月十四日にモナコで採択された「国際水路機関条約の改正議定書」の承認書を平成十八年七月十日にモナコ公国政府に寄託していたところ、同議定書は、国際水路機関条約第二十一条3の規定に従い、平成二十八年十月一日現在、次のとおりである。

同議定書の締約国は、平成二十八年十月一日現在、次のとおりである。

アルジェリア民主人民共和国、アルゼンチン共和国、オーストラリア連邦、バングラデシュ人民共和国、ベルギー王国、ブラジル連邦共和国、カナダ、チリ共和国、中華人民共和国、キューバ共和国、キプロス共和国、デンマーク王国、エストニア共和国、フィンランド共和国、フランス共和国、ドイツ連邦共和国、ギリシャ共和国、アイスランド共和国、インド、イラン・イスラム共和国、イタリア共和国、日本国、大韓民国、ラトビア共和国、メキシコ合衆国、モナコ公国、モロッコ王国、モザンビーク共和国、オランダ王国、ニュージーランド、ノルウェー王国、パキスタン・イスラム共和国、パプアニューギニア独立国、ペルー共和国、ポーランド共和国、ポルトガル共和国、ロシア連邦、シリア・アラブ共和国、スロベニア共和国、南アフリカ共和国、スペイン、スリランカ民主社会主義共和国、スウェーデン王国、チュニジア共和国、ウクライナ、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国、アメリカ合衆国

平成二十八年十月二十八日

外務大臣　岸田　文雄

○東北地方整備局告示第二百三十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十月二十八日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十五号	登米市東和町米谷字福平一七八番一から本吉郡南三陸町志津川字小森六三番二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年十月三十日十五時三十分

○四国地方整備局告示第百十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十月二十八日

四国地方整備局長　名波　義昭

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
東かがわ市伊座字池繁三一五番一から同市小砂四七〇番一まで	前 A	九・七四～	四五・〇三メートル	上記A・B・C・D・E・F・G及びHは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	前 B・C・D・E・F・G	二六・八〇～	一二三・三七メートル	
	後 A	九・七四～	四五・〇三メートル	
	後 B・C・D・E・F・G	二六・八〇～	一二三・三七メートル	
	前後 H	八・六六一	八・六六一キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局香川河川国道事務所